

中間財務諸表

前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あす監査法人の監査を受けております。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年9月期末 (平成18年9月30日)	平成19年9月期末 (平成19年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金	12,365	25,984
コールローン	-	26,400
商品有価証券	221	681
金銭の信託	1,486	1,480
有価証券	163,108	158,872
貸出金	695,002	687,691
外国為替	2,111	1,738
その他資産	3,646	5,025
有形固定資産	17,771	17,845
無形固定資産	77	337
繰延税金資産	9,051	9,239
支払承諾見返	6,681	5,848
貸倒引当金	△ 21,444	△ 21,325
資産の部合計	890,080	919,821
(負債の部)		
預金	821,608	848,627
譲渡性預金	-	4,000
コールマネー	600	-
債券貸借取引受入担保金	2,140	-
借入金	2,120	1,712
外国為替	0	0
社債	-	4,300
その他負債	2,320	3,149
賞与引当金	659	581
退職給付引当金	5,184	5,247
役員退職慰労引当金	-	370
預金払戻損失引当金	-	160
再評価に係る繰延税金負債	3,142	2,970
支払承諾	6,681	5,848
負債の部合計	844,457	876,969
(純資産の部)		
資本金	12,044	12,044
資本剰余金	9,251	9,251
資本準備金	9,251	9,251
利益剰余金	20,556	20,025
利益準備金	2,458	2,560
その他利益剰余金	18,097	17,464
圧縮記帳積立金	203	203
特別償却準備金	4	1
退職積立金	345	354
別途積立金	16,254	16,254
繰越利益剰余金	1,290	650
自己株式	△ 51	△ 59
株主資本合計	41,800	41,261
その他有価証券評価差額金	△ 169	△ 2,147
繰延ヘッジ損失	△ 0	△ 0
土地再評価差額金	3,992	3,738
評価・換算差額等合計	3,822	1,591
純資産の部合計	45,623	42,852
負債及び純資産の部合計	890,080	919,821

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年9月期 (平成18年4月1日から 平成18年9月30日まで)	平成19年9月期 (平成19年4月1日から 平成19年9月30日まで)
経常収益	15,358	11,989
資金運用収益	9,963	9,977
(うち貸出金利息)	(8,716)	(8,656)
(うち有価証券利息配当金)	(1,130)	(1,180)
役員取引等収益	1,231	1,234
その他業務収益	392	311
その他経常収益	3,769	464
経常費用	13,537	10,909
資金調達費用	565	1,270
(うち預金利息)	(441)	(1,252)
役員取引等費用	1,108	1,022
その他業務費用	166	408
営業経費	7,369	7,288
その他経常費用	4,326	920
経常利益	1,820	1,079
特別利益	28	42
特別損失	58	936
税引前中間純利益	1,791	186
法人税、住民税及び事業税	13	17
過年度法人税等	79	-
法人税等調整額	1,154	10
中間純利益	544	158

中間株主資本等変動計算書（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本											自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金 合計			
					圧縮記帳 積立金	特別償却 準備金	退職積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成19年3月31日 残高	12,044	9,251	9,251	2,509	203	1	345	16,254	554	19,868	△ 54	41,109	
中間会計期間中の変動額													
剰余金の配当（注）	-	-	-	51	-	-	-	-	△ 306	△ 255	-	△ 255	
中間純利益	-	-	-	-	-	-	-	-	158	158	-	158	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 5	△ 5	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	-	-	△ 0	△ 0	0	0	
土地再評価差額の取崩	-	-	-	-	-	-	-	-	253	253	-	253	
退職積立金の積立	-	-	-	-	-	-	57	-	△ 57	-	-	-	
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△ 47	-	47	-	-	-	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中間会計期間中の変動額合計	-	-	-	51	-	-	9	-	95	156	△ 4	151	
平成19年9月30日 残高	12,044	9,251	9,251	2,560	203	1	354	16,254	650	20,025	△ 59	41,261	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価 証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日 残高	△ 688	0	3,992	3,304	44,413
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当（注）	-	-	-	-	△ 255
中間純利益	-	-	-	-	158
自己株式の取得	-	-	-	-	△ 5
自己株式の処分	-	-	-	-	0
土地再評価差額の取崩	-	-	-	-	253
退職積立金の積立	-	-	-	-	-
退職積立金の取崩	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	△ 1,459	△ 0	△ 253	△ 1,712	△ 1,712
中間会計期間中の変動額合計	△ 1,459	△ 0	△ 253	△ 1,712	△ 1,561
平成19年9月30日 残高	△ 2,147	△ 0	3,738	1,591	42,852

平成19年度中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物：39年～47年
動産：5年～6年

(会計方針の変更)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。

(追加情報)

当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。これにより、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ17百万円減少しております。

- (2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 繰延資産の処理方法
社債発行費は資産として計上し、社債の償還期間にわたり定額法により償却しております。

6. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

なお、破綻懸念先の債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務：発生年度に一括損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
なお、会計基準変更時差異(6,151百万円)については、10年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。ただし、平成14年度に厚生年金基金の代行部分返上を行ったため、当中間会計期間の費用処理額は128百万円となっております。

(4) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

(会計方針の変更)

従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、営業経費は27百万円、特別損失は343百万円それぞれ増加し、経常利益は27百万円、税引前中間純利益は370百万円それぞれ減少しております。

(5) 預金払戻損失引当金の計上基準

負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。

(会計方針の変更)

従来、負債計上を中止した預金の預金者からの払戻請求に対しましては、払戻時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)が平成19年4月1日以降開始する事業年度から適用されることに伴い、当中間会計期間から同報告を適用し、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を預金払戻損失引当金として計上しております。これにより、従来の方法に比べ、その他経常費用は15百万円、特別損失は145百万円それぞれ増加し、経常利益は15百万円、税引前中間純利益は160百万円それぞれ減少しております。

7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
9. ヘッジ会計の方法
(イ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
10. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。
11. 税効果会計に関する事項
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

平成19年度中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(金融商品に関する会計基準)

「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

平成19年度中間注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 318百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,511百万円、延滞債権額は48,469百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,581百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は58,562百万円です。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、13,737百万円です。
7. 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産	
有価証券	9,042百万円
担保資産に対応する債務	
預金	875百万円

上記のほか、為替決済取引の担保として、有価証券16,736百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金等は1,145百万円です。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、94,796百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが93,856百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 11,553百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 858百万円
(当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)

11. 社債は、劣後特約付社債であります。
12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 4,692百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は550百万円であります。

（中間損益計算書関係）

- 減価償却実施額は次のとおりであります。

有形固定資産	263百万円
無形固定資産	10百万円
 - その他経常費用には、貸出金償却6百万円、貸倒引当金繰入額507百万円及び株式等償却3百万円を含んでおります。
 - 特別利益には、固定資産処分益40百万円を含んでおります。
 - 特別損失には、減損損失404百万円、固定資産処分損43百万円、役員退職慰労引当金繰入額343百万円及び預金払戻損失引当金繰入額145百万円を含んでおります。
- なお、減損損失の内容は以下のとおりであります。

地域	主な用途	種類	減損損失
高知県内	営業店舗	土地	259百万円
		建物	10百万円
愛媛県内	営業店舗	土地	119百万円
		建物	15百万円

資産のグルーピングについては、稼動資産は管理会計上において継続的な収支の把握を行っている単位である各営業店舗とし、また遊休資産等（売却・廃止予定店舗を含む）については各資産としております。

当中間会計期間において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、その帳簿価額を回収可能額まで減額し、404百万円の減損損失を特別損失に計上しております。

回収可能価額の算定は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方としており、正味売却価額による場合は、資産の重要性を勘案し不動産鑑定評価等に基づく評価から処分費用見込み額を控除して、使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを4%で割り引いて、それぞれ算定しております。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度	当中間会計期	当中間会計期	当中間会計期	摘要
	末株式数	間増加株式数	間減少株式数	間末株式数	

自己株式					
普通株式	176千株	25千株	2千株	199千株	(注)
合計	176千株	25千株	2千株	199千株	

(注) 普通株式の増加株式数25千株は、単元未満株式の買取による増加であり、減少株式数2千株は、買増請求に対応したものであります。

（リース取引関係）

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間会計期末残高相当額

取得価額相当額	
動産	2,067百万円
その他	13百万円
合計	2,080百万円
減価償却累計額相当額	
動産	998百万円
その他	12百万円
合計	1,010百万円
減損損失累計額相当額	
動産	－百万円
その他	－百万円
合計	－百万円

当中間会計期末残高相当額

動産	1,069百万円
その他	1百万円
合計	1,070百万円

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当中間会計期末残高が有形固定資産の当中間会計期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

・未経過リース料当中間会計期末残高相当額

1年内	412百万円
1年超	657百万円
合計	1,070百万円

(注) 未経過リース料当中間会計期末残高が有形固定資産の当中間会計期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

- ・リース資産減損勘定の当中間会計期末残高 ー百万円
 - ・支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失
- | | |
|---------------|--------|
| 支払リース料 | 207百万円 |
| リース資産減損勘定の取崩額 | ー百万円 |
| 減価償却費相当額 | 207百万円 |
| 減損損失 | ー百万円 |

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- オペレーティング・リース取引
該当ありません。

（重要な後発事象）

〔自己株式の取得〕

平成19年11月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、以下のとおり自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- 自己株式の取得を行う理由
経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするため。
- 取得に係る事項の内容
 - 取得対象株式の種類
当行普通株式
 - 取得しうる株式の総数
2,500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.44%）
 - 株式の取得価額の総額
400百万円（上限）
 - 取得期間
平成19年11月26日～平成20年3月19日

〔債権の取立不能のおそれの発生〕

取引先であるモリブン株式会社は、平成19年11月29日に大阪地方裁判所へ破産手続開始の申立てを行い、同日破産手続開始の決定を受けました。当行が同社に対して有する貸出債権総額は182百万円であります。上記債権のうち担保等で保全されていない金額は172百万円ありますが、保全されていない部分につきましては、当事業年度において引当処理する予定であります。

（その他）

中間配当

平成19年11月20日開催の取締役会において、第128期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	255百万円
1株当たりの中間配当金	2円50銭